

ひとり親家庭の ハンドブック

令和7年度



中津川市役所 こども家庭課

☎ 66-1111 (内線 569・649)



子育てサイト
「なかつっこ」



岐阜県ひとり親
家庭・就業自立
支援センター

目次



- ・年金・手当について・・・・・・・・・・・・・・・・P2～4
- ・生活全般について・・・・・・・・・・・・・・・・P5～6
- ・就学援助・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- ・奨学金貸付制度・・・・・・・・・・・・・・・・P8～11
- ・養育費について・母子寡婦福祉団体・・・・・・・・P12
- ・優遇措置について・・・・・・・・・・・・・・・・P13
- ・就業について・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- ・サービス事業について・・・・・・・・・・・・・・・・P15
- ・保育園・幼稚園・預かりについて・・・・・・・・P16～18
- ・放課後児童クラブ・児童館・子育て支援センター・・・・P19～20
- ・生涯学習・公民館・・・・・・・・・・・・・・・・P21
- ・相談員・その他の相談・・・・・・・・・・・・・・・・P22～23
- ・相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・P24～29

支給される年金・手当について

■遺族基礎年金

国民年金に加入していた方が亡くなられたとき、その方によって生計を維持されていた次の遺族の方が受けられます。

(支給要件には収入等の諸条件がありますので詳細についてはお問合せください。)

①子のある配偶者

②子

※子は次の者に限ります。

- ・18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- ・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

支給要件は、国民年金の保険料納付済期間(免除期間含む)が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

・年金額(令和7年度の金額)

給付内容		基本額	加算額	合計(年額)
子がある 配偶者の場合	子1人	816,000円	234,800円	1,050,800円
	子2人	816,000円	469,600円	1,285,600円

※3人目以降の子どもについては、1人につき78,300円が加算されます。

問い合わせ：

市民保険課 保険・年金係

(内線116)、

各総合事務所・各地域事務所

■遺族厚生(共済)年金

厚生(共済)年金に加入している人が在職中に死亡したとき、遺族に給付される年金です。但し、受給要件があります。

問い合わせ：

多治見年金事務所

(0572) 22-0255

多治見市小田町4-8-3

■児童手当

対 象 者	支 給 月 額	支 給 時 期
18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（高校修了前）を養育している方に支給されます。	・ 3 歳未満 15,000 円 ・ 3 歳以上小学校終了前 10,000 円 ・ 中学生 10,000 円 ・ 高校生 10,000 円 ・ 第三子以降 30,000 円（出生～高校生） ＊受給者の所得が所得制限を越えている場合や所得上限額を超えている場合でも支給されます。	12 月、2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、の各 15 日（土日、祝日の場合は前日） 支払月前 2 ヶ月分を支給 （例：6 月支払 4 月～5 月分）

※現況届

現況届は原則提出不要となりました。（離婚前提で別居されている方などは現況届が必要です。）

問い合わせ：

こども家庭課（内線 617）

各総合事務所・各事務所

■児童扶養手当

この手当は、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童（または 20 歳未満で政令で定める程度の障がいを持つ児童）の父・母または父・母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

【支給対象となる児童】

- ① 父母が離婚または父・母が死亡した児童
- ② 父・母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ③ 父・母から 1 年以上遺棄されている児童
- ④ 父・母が 1 年以上拘禁されている児童
- ⑤ 父・母が 1 年以上生死不明の状態にある児童
- ⑥ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑦ 父・母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童

※次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- ① 父親・母親または養育者ならびに対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- ② 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- ③ 父または母の配偶者（事実婚含む）等に養育されているとき
- ④ 公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）の受給ができ、かつその額が児童扶養手当の受給額を上回るとき
- ⑤ 障害基礎年金を受給しており、子の加算額が児童扶養手当の受給額を上回るとき

手当額（月額）

R7 年 4 月分から

支給区分	児童 1 人の場合	児童が 2 人以上いる場合			
全部支給	46,690 円	11,030 円加算／児童 1 人につき			
一部支給	11,010 円～46,680 円 10 円単位で設定	5,520 円～11,020 円 10 円単位で設定			
支払時期					
3～4 月分	5～6 月分	7～8 月分	9～10 月分	11 月～12 月分	1 月～2 月分
5 月 10 日	7 月 11 日	9 月 11 日	11 月 11 日	1 月 10 日	3 月 11 日

■現況届

手当を受けている方は、毎年現況届を提出する必要があります。

現況届は、手当を受けている方の前年の所得状況と、8 月 1 日現在のこどもの生活状況を確認するための届出です。もし、この現況届を提出しないと当該年度の 11 月分からの手当を受給できなくなります。また提出せずに 2 年を経過すると、時効により手当を受ける資格がなくなりますのでご注意ください。

■手当の制限

児童扶養手当の手当額は、前年（1 月～9 月申請の場合は前々年）の所得に応じて決まります。手当を受けようとする父親または母親などの所得が政令で定められた限度額以上ある場合は、その年度（11 月から翌年の 10 月まで）は手当の全部または一部が支給停止されます。（父親または母親から養育費を受けている場合は、その 8 割を所得として収入とみなします。）また、同居している扶養義務者の所得が限度額以上ある場合も支給停止になります。

児童扶養手当所得制限限度額表

（※R7.4 月現在）（単位：万円）

扶養親族等の数 （税法上）	本 人				孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0 人	142	69	334	208	372	236
1 人	190	107	385	246	420	274
2 人	244	145	432	284	467	312
3 人	298	183	480	322	515	350
4 人	352	221	527	360	562	388
5 人	401	259	575	398	610	426

扶養義務者：同居し、かつ生活を同じくしている家族

注) 所得税法に規定する老人扶養親族又は特定扶養親族がある方についての限度額は、前頁記載の額に次の額を加算したものとなります。

(1) 本人の場合

①老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき 10 万円

②特定扶養親族 1 人につき 15 万円

(2) 孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の場合

老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき）6 万円

児童扶養手当法の改正に伴う児童扶養手当減額について

「支給要件に該当するに至った日（監護・養育の開始日）の属する月の初日から 7 年」と「支給開始月の初日から起算して 5 年」と比較していずれか早い日の属する月から適用除外事由（就業あるいは求職活動等を行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、手当額の約 2 分の 1 が減額（一部支給停止）となります。

※ただし、認定請求をした日に、3 歳未満のお子さんを監護している場合は、3 歳になった月の 5 年後が対象になります。

問い合わせ：

こども家庭課（内線 617）

各総合事務所

生活全般について

■ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭の方が病院等を受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担分が助成されます。ただし、所得制限がありますので詳細は社会福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ：
社会福祉課（内線 594）
各総合事務所

■寡婦控除・ひとり親控除とは

寡婦の方またはひとり親の方は申告されると、所得税や住民税について、寡婦控除またはひとり親控除の適用を受けられます。

- ① 現に婚姻していない方、または配偶者の生死が明らかでない方。ただし、事実婚の方は除きます。
- ② 年間所得が 500 万円以下であること。
- ③ ①、②の内容と、次の表の要件のいずれかに該当する場合に、控除額の欄にある額が所得から控除されます。

名 称	要 件	控 除 額	
		所得税	住民税
寡婦控除	● 夫と離別しており、所得 48 万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族がいる方	万円	万円
	● 夫と死別または夫の生死が不明な方	27	26
ひとり親控除	● 所得 48 万円以下の生計を一にする子がいる方	35	30

（令和 7 年 3 月現在）

【手続き】

給与所得のみの方は、年末調整時に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載し、給与支払者へ提出してください。

その他の方は、確定申告または市・県民税申告時に申告してください。

問い合わせ：
税務課市民税係（内線 141、142、143）

■国民健康保険

前配偶者の扶養家族から外れ社会保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険加入の手続きが必要になります。

※必要書類：社会保険等の資格喪失証明書（前配偶者の会社が作成）
世帯主および国民健康保険に加入する方全員のマイナンバーのわかるもの

問い合わせ：市民保険課 保険・年金係（内線 113、114）、各総合事務所・各地域事務所

■国民年金

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合（前年の所得が一定額以下の場合）に、本人の申請によって審査の結果承認されると、保険料が免除される制度があります。

- 【全額免除】 保険料を全額免除する制度です。
- 【1/4 免除】 保険料の 4 分の 1 を免除する制度です。
- 【半額免除】 保険料の半額を免除する制度です。
- 【3/4 免除】 保険料の 4 分の 3 を免除する制度です。

※保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

問い合わせ：市民保険課 保険・年金係（内線 116）、各総合事務所・各地域事務所

■生活困窮者自立支援制度（中津川市生活相談センターういず）

仕事や生活全般に困っている、一時的に食料が足りないなどのお困りごとについて相談を随時受付けています。専任の相談支援員と一緒に考え、寄り添いながら解決へのお手伝いをします。（市委託事業）また中津川市社会福祉課では離職などの理由により住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職活動などを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）の「住居確保給付金」を支給する制度があります。

問い合わせ：中津川市生活相談センターういず（市社会福祉協議会内）TEL66-1111（内線 643）

■生活保護

病気などにより、生活費や医療費などに困り、他に方法がないときは生活保護が申請できます。ただし、生活保護を受けるには資産や稼働能力の活用、扶養義務者からの扶養や各種社会保障制度の活用が前提となります。まずは社会福祉課までご相談ください。

問い合わせ：社会福祉課（内線 593）

就学援助

■就学援助制度（小中学校）

経済的理由で市内の小中学校に通うお子さんの学用品や学校給食の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を援助する制度を設けています。まず、担任の先生にご相談ください。

問い合わせ：各学校の教頭先生及び担任の先生

■高等学校等就学支援金制度

公立等	私立
世帯（保護者）の都道府県民税・市町村民税所得割額が合計 50 万 7 千円未満である世帯の生徒にたいして、授業料にあてるため、国において就学支援金が支給されます。	公立高校の授業料相当額を一律に助成するとともに、保護者等の収入に応じて一定額を上乗せして助成。また、保護者の収入に応じて就学支援金に上乗せして助成する、私立高等学校授業料軽減補助金の制度もあります。
高校生等奨学給付金（年額 3 万～15 万円） 授業料以外の教育費負担でお困りの生活保護世帯、住民税非課税世帯の方 ※家計急変により住民税非課税相当となった方を含む ※高校等の授業料は「高等学校等就学支援金」により支援	

問い合わせ

公立：県教育委員会教育財務課 TEL058-272-8734

私立高校等：県環境生活部私学振興、青少年課 TEL058-272-8240

■高校生遠距離バス通学補助

路線バス通学定期券（阿木地区は明知鉄道通学定期券）を購入した高校生の保護者（市内居住者）に、購入金額のうち、一カ月あたり 6 千円を差し引いた額の 1/2 を補助します。

問い合わせ：都市計画課（内線 227）

■田口育英金選奨生

勉学意欲を持ちながら主に経済的理由のために高校進学、就学が困難なひとり親家庭等を援助する制度。（R7.4 月現在）

★支給額：年額 3 6 万（返済の義務なし）

問い合わせ：こども家庭課（内線 569）

■東濃信用金庫育英金選奨生

学業成績、人物ともに優秀であり、身体も健全であるが家計の負担から高等学校の学資の支弁を困難とする方に対し援助する制度。

★支給額：年額 6 万円（返済の義務なし）

問い合わせ：教育総務課（内線 4216）



岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付制度

問い合わせ：こども家庭課（内線 569）

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するための所要の資金を貸し付けることを目的としています。また、貸付金は、必ず償還していただき、それをもとに他の必要な方へ貸し付ける仕組みとなっています。

*** 貸付申請から貸付決定までに 2 ヶ月程かかります。**

- ・ **母子父子寡婦福祉資金** 母子家庭の母、父子家庭の父、父母の居ない 20 才未満の児童
- ・ **寡婦福祉資金** 配偶者のない女子であって、現にこどもを扶養していない方等
連帯保証人＝県内に住所を有し、資力と信用のある方で借受人と連帯して債務を負う方が必要です。

令和 7 年度修学資金 貸付限度額（月額）一覧表

学 年 別 学校等種別			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
専修学校 (高等課程)	私 立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高 等 専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	78,000	78,000			
	私 立	自宅通学のとき	89,000	89,000			
		自宅外通学のとき	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500	96,500			
	私 立	自宅通学のとき	93,500	93,500			
		自宅外通学のとき	131,000	131,000			
大 学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私 立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校 (一般課程)			54,000	54,000			

* 高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童が 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額

資金名 (資金コード)	貸付対象者	区 分	貸付限度額 単位：円	据 置 期 間	償還方法	償還期間	利 率
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦 母子父子福祉団体	母子父子福祉 団 体	5,370,000	貸付後 1 年	月 賦	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%
		個 人	3,580,000	貸付後 1 年			
事業継続	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦 母子父子福祉団体	母子父子福祉 団 体	1,790,000	貸付後 6 ヶ月	月 賦	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%
		個 人	1,790,000	貸付後 6 ヶ月			
就職支度	母子家庭の母又は は児童 父子家庭の父又は は児童 寡 婦 父母のいない児童	一 般	110,000	貸付後 1 年	年 賦	6 年以内	※ 1 下記参照
		特 別	340,000				
医 療 介 護	母子家庭の母又は は児童 父子家庭の父 又は児童 寡 婦	医 療	340,000	疾病治癒後又は 医療見込期間後 (介護終了又は 介護見込期間後) 6ヵ月	半年賦	5 年以内 (介護の償還 払いの立替えは1回払)	保証人有 無利子 保証人無 1.0%
		特 別	480,000				
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	介 護	500,000				
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	一 般	月額 68,000	期間満了後 1 年	半年賦	20年以内 * 10年以内 で運用	保証人有 無利子 保証人無 1.0%
		特 別	自動車運転免許取得の場合 460,000				
		一 括	前納金高額等 816,000				
生 活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	技能習得	月額 141,000	医療介護、技能習得の措置期間区分に準ずる	半年賦	20年以内 * 10年以内	保証人有 無利子 保証人無 1.0%
		医療介護	月額 114,000		半年賦	5年以内	
		母子（父子）寡婦 なって7年未満 の母（父）	月額114,000 母（父・寡婦）が 生計中心者でない とき 月額76,000 貸付総額は 2,736,000が 限度 養育費のための 裁判費用 1,296,000	貸付期間満了後 (期間中に失業者で なくなった場合は その翌日から) 6ヶ月	半年賦	8年以内	
		失業期間		貸付後 6 ヶ月	半年賦	5年以内	
	母子家庭の母 父子家庭の父	家計急変者	児童扶養手当 (全額支給) の 範囲内	貸付後 6 ヶ月	半年賦	10年以内	
転 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	—	260,000	貸付後 6 ヶ月	半年賦	3 年以内	保証人有 無利子 保証人無 1.0%
住 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	通常の増改築 及び住宅取得	1,500,000	貸付後 6 ヶ月	月 賦	6 年以内	保証人有 無利子 保証人無 1.0%
		災 害 等 の 住 宅 全 壊 等	2,000,000	貸付後 6 ヶ月		特別 7 年以内	

※ 1 親に係る貸し付けの場合 保証人有は無利子、 保証人無は年 1.0%

児童に係る貸し付けの場合 無利子

資 金 名 (資金コード)	貸 付 対 象 者	区 分	貸 付 限 度 額 単位：円	据 置 期 間	償還方法	償還期間	利 率
修 学	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	(別表)	(別 表)	卒業後 6 ヶ月	半年賦	20年以内 *10年以内 で運用 (専修一般 課程は5年 以内)	無利子
修 業	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	一 般	月 額 68,000	期間満了後 1 年	半年賦	20年以内 *10年以内 で運用	無利子
		特 別	自動車運転免許 取得の場合 460,000				
結 婚	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	—	330,000	貸付後 6 ヶ月	半年賦	5 年以内	保証人有 無利子 保証人無 1.0%
就学支度 (修学)	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童	小 学 校	64,300	満 1 5 歳に達し た日の属する 学年終了後 6 ヶ月	年 賦	20年以内 *10年以内 専修一般 課程は 5 年以内	無利子
		中 学 校	81,000				
	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡 婦 の 子 父母のない児童	〈国 公 立〉 高 等 学 校 高等専門学校 専修学校 (高等)	自 宅 150,000	卒業後 6 ヶ月			
		〈国公立・私立〉 専修学校 (一般)	自 宅 外 160,000				
		〈私 立〉 高 等 学 校 専修学校 (高等)	自 宅 410,000				
			自 宅 外 420,000				
		〈国 公 立〉 短 期 大 学 大 学 高等専門学校 専修学校 (専門)	自 宅 410,000				
			自 宅 外 430,000				
		〈私 立〉 短 期 大 学 大 学 高等専門学校 専修学校 (専門)	自 宅 580,000				
			自 宅 外590,000				
		〈国 公 立〉 大 学 院	430,000				
		〈私 立〉 大 学 院	590,000				
就学支度 修業施設	母子家庭の児童 父子家庭の児童	中 学 卒 業 者	自 宅 150,000	期間満了後 6 ヶ月	年 賦	5 年以内	無利子
			自 宅 外 160,000				
	寡 婦 の 子 父母のない児童	高 等 学 校 卒 業 者	自 宅 272,000				
			自 宅 282,000				

養育費について

■養育費の取り決めをしましょう！

養育費の支払は、親としての義務です。未成年のこどもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることとなります。親権者とならなかった親も、こどもの親であることには変わりなく、親としてこどもを養う責任を分担しなければなりません。

■養育費の取決め内容は書面で…

養育費の額、支払い方法、支払う期間など、できるだけ具体的に明確に記載した上、父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが肝要です。

公正証書〔強制執行認諾条項を入れた〕として作成しておけば、公文書としての証明力があり**履行勧告、強制執行**の手続きをとることができます。(P25 参照)

なお、養育費請求の調停を申し立て（離婚後でも可能）**調停調書〔強制執行認諾条項を入れた〕**として残す方法もあります。調停費用は数千円でできます。

- ・ **養育費相談支援センター** 養育費・親子交流（面会交流）に関する電話・メールによる相談
〔電話相談〕03-3980-4108 平日（水曜日除く）：10:00～20:00 水曜日：12:00～22:00
0120-965-419 土/祝日（年末年始を除く）10:00～18:00
〔メール相談〕 info@youikuhi.or.jp （相談員が数日中に回答を送信いたします。）
- ・ **家庭裁判所**（詳細 P23）中津川簡易裁判所 かやの木町 4-2 Tel66-1530
- ・ **公証人役場**（詳細 P24）多治見公証役場 Tel0572-23-6782 〒507-0033 多治見市本町 5-15-2

母子寡婦福祉団体

ひとり親家庭や寡婦が、お互いに助け合っていくために市町村には**母子寡婦福祉会**があり、県に母子寡婦福祉連合会があります。

県の母子寡婦福祉連合会で行っている主な事業は次のとおりです。

- ・ 一般相談・特別相談事業
- ・ 自立促進講習会事業
- ・ 生活指導強化事業
- ・ 親子ふれあい事業
- ・ 母子・父子家庭運動会
- ・ 若年母子研修会
- ・ 岐阜県大会
- ・ 中部 6 県大会
- ・ 全国大会

『共感できる人たちとのネットワークの中で友達との輪を広げてみませんか』

各地区（中津川・苗木・坂本・落合・阿木・神坂・川上・加子母・付知・福岡・蛭川）に母子寡婦福祉会が設置されています。

問い合わせ：こども家庭課（内線 649）

優遇措置について

■福祉定期貯金（ゆうちょ銀行）

遺族年金、児童扶養手当などを受給されている方は、一般の定期貯金金利よりも優遇されている定期貯金（1年定期預金）を利用できます。ただし、預けられる金額は1人300万円まで、1店舗と限りがあります。

問い合わせ：ゆうちょ銀行 ☎66-1573

コールセンター ☎0120-108-420

■JR 通勤定期券割引制度

児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯でJRを利用している場合は、児童扶養手当の受給者及びその方と同一世帯の方の通勤定期乗車券を3割引で購入できます。
特定資格証明書の交付を受け、これを定期券発売窓口に提出して通勤定期を購入します。

問い合わせ：こども家庭課（内線 617）

住まいについて

■市営住宅

入居資格…現在住宅に困っている方
原則として市内に在住または在勤している方
収入が一定の基準内の方
同居する親族がいる方
市税を滞納していない方、暴力団員でない方

募集…空きができた場合は「広報なかつがわ」及び公式ホームページに掲載されます。

問い合わせ：建築住宅課（内線 208）

福岡総合事務所建築住宅課（TEL72-2113）

施設

■母子生活支援施設の利用（母子寮）

全国各地に母子生活支援施設という児童福祉施設があり、福祉事務所で相談を受付けています。自立のための施設では、母親の相談に乗ってくれる母子指導員、こどもの遊び場や勉強の指導をする少年指導員、又こども担当保育士等が配置されているので、サービスを利用しながら母と子が共に安心して暮らすための住居として利用することができます。

問い合わせ：こども家庭課（内線 569）

■緊急一時保護制度

夫の暴力等からの逃避・緊急に立ち退きを迫られた等の場合には、緊急一時保護制度を導入している母子生活支援施設があります。着の身着のままでも家を出ても、家具、寝具、食器、電化製品を無料で借りることが出来る施設も増えてきています。

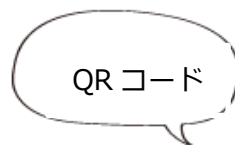
※母子生活支援施設の他に民間のシェルター（かけこみ施設）、一部の婦人保護施設、生活保護施設も活用できます。

就業について



■岐阜県ひとり親家庭・就業自立支援センター

ひとり親家庭の方に対して、就業相談や就業支援講習会（パソコン・訪問介護員 2 級・医療事務の実施、就業情報の提供）などの就業支援サービスを行っています。
就職に関する相談のほか、弁護士や臨床心理士などによる専門的な相談（要予約）も行っています。



問い合わせ: 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター（岐阜市 OKB ふれあい会館 第2棟9階）
058-268-2569 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（祝・日・祭日、年末年始除く）

■公共職業安定所（ハローワーク）

就職(転職)したい方に対し、職業相談、職業紹介、求人情報の提供、適性検査など行っています。

問い合わせ：中津川合同庁舎 1 階 中津川公共職業安定所 TEL66-1337

■中津川市勤労者総合支援センター（ワーカーサポートセンター）

就職相談、職場での悩みや困りごと相談、勤労者くらしの法律相談（弁護士対応）など、勤労者の総合相談窓口です。
個人に寄り添った相談を行っています。

問い合わせ：中央公民館 2 階 TEL65-0988
水・木・土曜日 8:30～17:15
※火曜、金曜日は、18:15 まで
（休業日：日曜・月曜・祝日）

■就業のための資格取得相談

就業の際に有利になる資格を取るため、看護師（准看護師）、介護士、保育士、理学療法士、作業療法士等や民間のデジタル部門の資格取得のため養成機関に通われる方への助成があります。

・自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するために、指定された教育訓練講座を受講し終了した場合に、受講にかかった費用の一部が支給されます。

※ 原則受講開始前の事前相談が必要です。

問い合わせ：
こども家庭課
（内線 649・569）

・高等職業訓練促進給付金

就業の際に有利になる資格を取るため、看護師（准看護師）、介護福祉士などの資格や民間のデジタル部門の資格取得のため、6 か月以上指定された養成機関で修業する場合に次の給付金が支給されます。

高等職業訓練修了支援給付金
5 万円（市町村民税非課税世帯）
2 万 5000 円（市町村民税課税世帯）

高等職業訓練促進給付金
月額 10 万円（市町村民税非課税世帯）
月額 7 万 500 円（市町村民税課税世帯）

サービス事業

■中津川市ファミリー・サポート・センター

「子育て」のお手伝いをしてほしい人（利用会員）とお手伝いができる人（サポート会員）がお互いに助けたり、助けられたりする地域の相互援助活動を行う会員組織です。

●子育てのサポート

- ・対象者 0歳から12歳までのこども
- ・利用内容 保育園、幼稚園の開始前や終了後のこどもの預かり、送り迎え
学校の放課後や学童保育終了後のこどもの預かり
保護者が買い物など外出の際のこどもの預かり など
- ・利用料金 （会員登録は無料）

利用日	利用時間	料 金
平日	午前9時から午後5時	1時間 500円
	上記以外の時間帯	1時間 600円
土曜、日曜、祝日	午前9時から午後5時	1時間 600円
	上記以外の時間帯	1時間 700円

問い合わせ：子どもファミリー・サポート・センター（Viva 中津川）
中津川市新町2-34（ひと・まちテラス3F） ☎080-4739-9752
受付時間：9時～16時（土日祝除く）

■（公社）中津川市シルバー人材センター（有料）

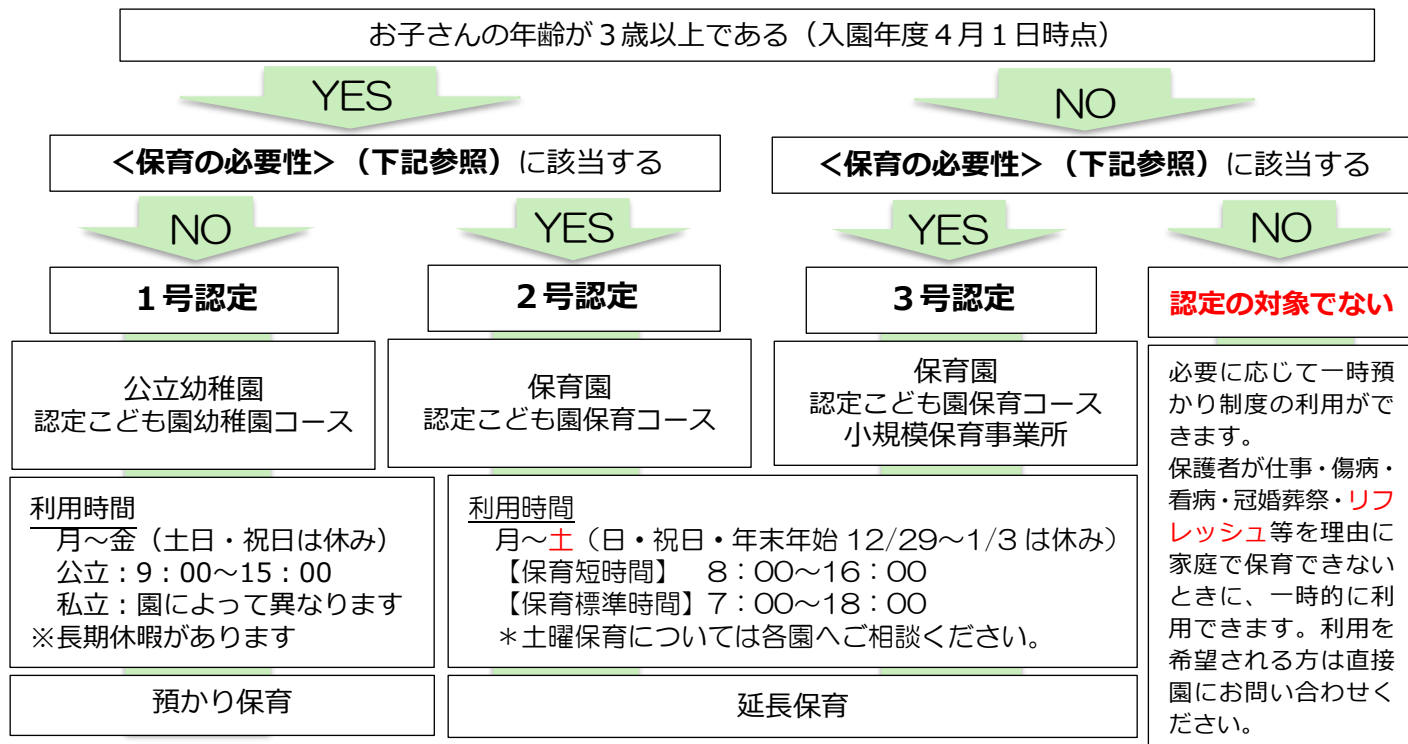
一般家庭のいろいろな仕事を引き受けます。

植木の剪定、草刈、草取り
簡易な大工・塗装・樋・トタン修繕
網戸の張替え、屋内外の清掃
家事援助（掃除、窓ふき等）、お墓の草取り等

問い合わせ：（公社）中津川市シルバー人材センター
本所 66-8890 / 分所（付知）83-3030

保育園・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園

幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所の利用には、教育・保育の必要性に応じた「認定」を受ける必要があります。



* 私立幼稚園の入園条件・保育時間・料金等は、園によって異なるため各園へお問い合わせください。

＜保育の必要性＞

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ①就労（1か月あたり64時間以上） | ⑥就学（職業訓練校の職業訓練を含む） |
| ②保護者の疾病・負傷・障がい | ⑦虐待・DV |
| ③親族等の介護・看護 | ⑧育児休業中の継続利用（原則3歳児以上） |
| ④災害復旧 | ⑨妊娠・出産 |
| ⑤求職活動（起業準備） | ⑩その他 |

■入園に必要な書類 詳細は、利用希望年度の「入園・入所あんない」を必ずご確認ください。

提出書類	留意事項
施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼入園・入所申込書	児童1名につき1枚必要
保育を必要とすることがわかる書類	※保育希望者のみ
在宅障がい児（者）がいる世帯の場合、その方の障がい者手帳等の写し	該当者のみ
入（転）園願	※転園を希望する方のみ

申込みの際に、申請者のマイナンバーが確認できるものと身元を確認できるものをご持参ください。
（郵送の場合は写しを同封し、提出）

■利用料

幼稚園	こども園幼稚園コース	保育園・こども園保育コース 小規模保育事業所
公立 給食費 1食250円	公立 月あたり副食費4,000円程度 （一部世帯免除）	[3歳以上児] 月あたり副食費4,800円程度 （一部世帯免除）
私立 各園へお問合せください。 無償化のために、別途申請が必要な場合があります。	私立 給食費 （園によって異なります）	[3歳未満児] 市民税額に応じて決定

児童の父母（保護者）の市民税所得割額の合計により決定します。

同居の祖父母など父母以外の扶養義務者を合算する場合があります。父母またはひとり親の直近の収入が最低生活費の基準を超えている場合は、合算を外しますので、直近の給与明細等を幼児教育課へご提出ください。

※令和6年4月から、中津川市に住民登録のある方の副食費分は無償化となっています。なお、主食分の取扱いは施設によって異なります。

■入園手続き

日程	幼稚園、認定こども園幼稚園コース	保育園、認定こども園保育コース、 小規模保育事業所（公立・私立とも同じ）
10月上旬	入園募集・受付 申込みの詳細は、広報なかつがわ10月号又は市のホームページでお知らせします。 <提出先> 各幼稚園・認定こども園、幼児教育課 ＊私立幼稚園の募集は8～9月ごろ	
11月～ 12月中旬	入園選考・抽選 応募者が募集人数を超えた場合は抽選等で決定します。	
4月初旬	入園・入所式 式後1週間～10日前後は慣らし保育があります。 入園前の2月中旬から3月上旬に入園・入所説明会があります。	
途中入園	各園へお問い合わせください。	入園希望月の3か月から1か月半前までに 幼児教育課か各総合事務所へお申込みください。

* 私立幼稚園については各園へお問い合わせください。

■幼稚園・保育園

幼稚園・保育園 の名称			所 在 地	電 話	対 象 児						(預かり保育) 延 長 保 育	一 時 預 かり	未 就 園 児 交 流 の 場
					3 歳 未 満			満 3 歳	3 歳 以 上	発 達 支 援 ク ラ ス			
					0 歳	1 歳	2 歳						
幼 稚 園	私 立	杉の子	駒場 1195-7	66-1261				○	○		○	○	○
		付知のぞみ	付知町 11010-3	82-2133				○	○		○	○	○
	公 立	中津川	昭和町 6-47	66-1310					○	○	○		○
保 育 園	私 立	東さくら	中津川 1250-6	66-1213	○	○	○		○		○	○	
		坂本さくら	茄子川 1597-17	68-6611	○	○	○		○		○	○	
		めぐみ	茄子川 888-1	68-5157	○	○	○		○		○	○	○
		のぞみ	苗木 4596-7	67-2327	○	○	○				○	○	○
		かやの木	かやの木町 2654-1	66-1533	○	○	○				○		○
		こばと	中津川 2906-1	66-1537	○	○	○		○		○		○
	公 立	一 色	東宮町 3-29	66-1330	○	○	○		○		○		○
		中津川	柳町 5-11	66-1264	○	○	○		○	○	○		○
		北 野	中川町 3-36	66-1501	○	○	○		○		○		○
		苗 木	苗木 1610-3	66-1538					○		○		○
		付 知	付知町 5792	82-2379		○	○		○		○		○
		下 野	下野 630-17	72-3312	○	○	○		○		○		○
		福 岡	福岡 699-2	72-2062	○	○	○		○		○		○
		高 山	高山 1063	72-5024	○	○	○		○		○		○

■認定こども園

保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設であり、コースにより保育時間等が異なります。

認定こども園名		所在地	電話	コース	対 象 児						延長保育 (預かり保育)	一時預かり	未就園児交流の場
					3歳未満			満3歳	3歳以上	発達支援クラス			
					0歳	1歳	2歳						
私立	にしこまの森	駒場 2416-1	66-3189	幼稚園				○	○		○	○	○
				保育	○	○	○		○		○		
	南さくら幼稚園	中津川 2358-1	65-3205	幼稚園				○	○		○	○	○
				保育	○	○	○		○		○		
	誠和幼稚園	手賀野 175	66-0237	幼稚園				○	○		○	○	○
				保育	○	○	○		○		○		
公立	坂本こども園	茄子川 841-1	68-4615	幼稚園					○	○	○		○
				保育					○				
	落合神坂こども園	落合 936-1	69-3527	幼稚園					○		○		○
				保育					○		○		
	山口こども園	山口 1647-36	75-2505	幼稚園					○		○		○
				保育					○		○		
	阿木こども園	阿木 107-1	63-2341	幼稚園					○		○		○
				保育		○	○		○		○		
	やさかこども園	坂下 1578-1	75-2167	幼稚園					○		○		○
				保育	○	○	○		○		○		
	加子母こども園	加子母 3417-7	79-2039	幼稚園					○		○		○
				保育		○	○		○		○		
	蛭川こども園	蛭川 4844-1	0573-45-2611	幼稚園					○		○		○
				保育		○	○		○		○		

■小規模保育事業所

市町村による認可事業(地域型保育事業)であり、0～2歳児を対象とした少人数での保育施設です。

小規模保育事業所名	所在地	電話	対象児			延長保育	一時預かり	未就園児交流の場	病児保育 (体調不良児対応型)
			0歳	1歳	2歳				
私立	家庭保育園くっく	手賀野 175-71	65-3762	○	○	○	○	○	○
	家庭保育園くっくネスト	駒場 1584-3	67-8133	○	○	○	○	○	○

*原則として0歳児は、8ヶ月から入所できます。

■一時預かり

保護者が仕事・傷病・看病・冠婚葬祭・**リフレッシュ**等を理由に家庭で保育できないときに、一時的に利用できます。利用を希望される方は直接園にお問い合わせください。

幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所
一時預かりについて
問い合わせ: **本町分庁舎** 幼児教育課(内線 4241)

■病児保育所

お子さんが「病気」や「病気の回復期」で、集団保育が難しく、保護者が仕事や冠婚葬祭などにより家庭で保育できない場合に一時的にお子さんをお預かりするところです。

○対象児童…中津川市在住の、生後8か月から小学校6年生までのお子さん

○利用料金…1日あたり 4時間未満 1,000円 / 4時間以上 2,000円

○利用予約…24時間「あずかるこちゃん」にて予約可能

*多子世帯（高校生以下のお子さまが3人以上いる世帯）生活保護世帯、
ひとり親世帯（児童扶養手当証書またはひとり親医療受給者証の写しが必要）は
無料で利用できます。

こちらのQRコードから予約できます。



問い合わせ：こども家庭課（内線 599）

■子育て短期支援

一時的に養育が困難になった家庭のこどもを預かるサービスを行っています。預かり先は近隣の施設や養育里親家庭で、昼夜通してこどもをお預かりします。学校や保育園等の送迎については相談します。期間は原則1週間以内で、これより長期になる場合はご相談ください。施設の空き状況によってはお預かりできない場合があります。利用料は所得によって変わります。

*養育里親家庭とは？

- ▶岐阜県が行う研修と審査をえて、県知事が認定した方です
- ▶保護者がなんらかの理由で一時的に養育できないときに（病気・出産・育児疲れ等）こどもを数日間預かります
- ▶近くの地域に住んでいる方です
- ▶子育てで困っている家庭を応援したいと思っている方です

問い合わせ：こども家庭課（内線 696）

■ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の方が技能習得のための進学、就職活動、日常生活に大きな支障が生じているなどのため家事ができないとき、家庭生活支援員を派遣して子育て支援、家事援助等を行います。利用を希望される方はご相談ください。

問い合わせ：こども家庭課（内線 649）

こどもの居場所

問い合わせ：教育総務課（内線 4214）

■放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後（授業終了後）及び土曜日、夏休み、冬休み、春休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境づくりを目的としています。

名 称	住 所	電話番号	小学校区
東学童保育所	東宮町 5-1	65-4123	東小学校
南学童保育所	昭和町 6-47 (南小学校内)	65-0155	南小学校
西学童保育所そら	駒場 260-2	66-6673	西小学校
西学童保育所たいよう			
西学童保育所にじ			
西学童保育所つき			
苗木学童保育所すいしょう組	苗木 1686	65-7368	苗木小学校
苗木学童保育所さくら組	苗木 1687		
苗木学童保育所すみれ組	苗木 2083 (苗木小学校内)		
坂本学童放課後クラブ 第一保育所	千旦林 1460	68-6950	坂本小学校
〃 第二保育所	千旦林 1460		
〃 第三保育所	千旦林 1460		
青空学童くらぶ星組	千旦林 1457-6-12 倉田ビル 2 階	68-7764	
青空学童くらぶ虹組	千旦林 1447-1		
ひかり学童クラブりゅうせい	千旦林 1460-28 坂本ニュース販売ビル 1 階	090-6086-3155	
ひかり学童クラブ すいせい	千旦林 1460-28 坂本ニュース販売ビル 2 階		
落合学童保育所	落合 934-1	69-5567	落合小学校
坂下学童クラブ	坂下 2375 (坂下小学校内)	75-3993	坂下小学校
山口わいわい放課後クラブ	山口 1616 (山口公民館内)		山口小学校
キッズサークル	付知町 10890	82-2099	付知南小学校
付知北学童クラブ	付知町 3719-1 (付知北小学校内)	080-2395-9290	付知北小学校
ひるかわ学童クラブ	蛭川 2198-1	090-7912-4415	蛭川小学校
ふくおか学童	福岡 1 番地 22	090-8003-4096	福岡小学校
加子母児童クラブ	加子母 2781-2	080-1581-8549	加子母小学校
阿木学童まなびっ子	阿木 219 番地の 1 (阿木地域振興センター内)	080-3271-8087	阿木小学校
ふくおか季節学童	福岡 744-4		福岡小学校

■放課後子ども教室

小学校区内のこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の協力をいただきながら、勉強、スポーツ、体験活動、地域住民との交流活動などの取組を行っています。

名 称	活 動 場 所	開 設 時 間
蛭川放課後子ども教室	蛭川公民館 ほか	不定期
知恵の WA クラブ	阿木公民館 ほか	不定期

■児童館

名称	住 所	電話番号	利用時間	休館日
児童センター	中津川市かやの木町 1-17	65-7871	9 : 30～ 17 : 00 (6～8月 9 : 00～ 17 : 30)	日曜日 第3・第4 第5月曜日 祝日・年末年始
東児童館	中津川市中津川 2364-1721	66-7448		
西児童館	中津川市駒場 1249-12	66-7443		
坂本ふれあい施設	中津川市千旦林 1457-13	68-6840		土・日曜日 祝日・年末年始

■子育て支援センター

名 称	住 所	電話番号	開設時間
中津川市子育て支援センター ほっとけーき	中津川市柳町 5-11 (中津川保育園内)	66-1275	平日 週5日 9 : 15～11 : 45 13 : 00～15 : 30
中津川市子育て支援センター どーなっつ	中津川市田瀬 1533-1 (発達支援センター どんぐりと併設)	72-3589 080-3442-5969	平日 週3日 9 : 15～11 : 45 13 : 00～15 : 30
坂本子育て支援センター	中津川市千旦林 1457-13 (坂本ふれあい施設)	68-6840	平日 週5日 9 : 30～11 : 45 13 : 00～16 : 45
ひと・まちテラス 子育て支援センター	中津川市新町 2-34 (ひと・まちテラス3階)	080-4608-9473	毎日 9 : 30～16 : 30
加子母子育て支援センター くるりんぱ	中津川市加子母 3427-1 (加子母コミュニティセ ンター内)	080-6912-5657	平日 週3日 9 : 15～11 : 45 12 : 30～15 : 00
蛭川子育て支援センター ひるかわっこ	中津川市蛭川 4862-1 (蛭川福祉センター やすらぎ荘内)	090-9752-2333	平日 週3日 9 : 00～11 : 45 12 : 30～14 : 45
やさか子育て支援センター	中津川市坂下 1665-5 (坂下総合事務所 第二庁舎内)	080-3638-1665	平日 週3日 9 : 15～12 : 00 12 : 45～15 : 00

生涯学習・公民館



生涯学習課スポーツ課や各公民館では、地域の特性を活かし、こども向けの体験型学習・講座・教室等を実施しています。

〔担当窓口〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
生涯学習スポーツ課	〒508-0041 本町 2 丁目 3-25	66-1111 (内 4306・4308)
中央公民館	〒508-0041 本町 2 丁目 3-25	66-4141
苗木公民館	〒508-0101 苗木 7516-1	66-6606
坂本公民館	〒509-9131 千旦林 1197-10	68-2001
落合公民館	〒508-0006 落合 728-2	69-3201
阿木公民館	〒509-7321 阿木 27-1	63-2001
神坂公民館	〒508-0007 神坂 294-2	69-4111
山口公民館	〒508-0501 山口 1616-3	75-2126
坂下公民館	〒509-9232 坂下 820-1	75-3115
川上公民館	〒509-9201 川上 1427-6	74-2111
加子母公民館	〒508-0421 加子母 3519-2	79-2111
付知公民館	〒508-0351 付知町 4956-43	82-3023
福岡公民館	〒508-0203 福岡 716-2	72-2144
蛭川公民館	〒509-8301 蛭川 2198-1	0573-45-2211

相談員・その他相談



機関	内容	お問い合わせ
ひとり親家庭自立支援員 (ひとり親家庭の相談)	福祉事務所では、ひとり親家庭自立支援員が母子・父子家庭および寡婦のみなさんが抱えているいろいろな悩み事の相談相手となり、問題解決のお手伝いやアドバイス、各種情報提供をしています。電話相談、面接相談、訪問相談も受付けています。 秘密は守ります。お気軽にご相談ください。	こども家庭課 (内線 569) (平日 9 時～17 時)
民生委員児童委員・主任児童委員	お住まいの地域には、民生委員児童委員、主任児童委員がいます。生活上の心配事や家族・健康・子育てのことなどで悩み困っている方の相談に応じています。身近な相談相手として気軽にご相談ください。(守秘義務がありますので、ご相談内容の秘密は守ります。)	高齢介護課 (内線 621) 各総合事務所
女性相談センター・配偶者暴力相談支援センター	親族間、対人関係、ドメスティックバイオレンス (DV = 配偶者等からの暴力) 等の様々な女性の悩みについて相談に応じています。	恵那県事務所 女性相談センター Tel058-213-2131 平日：9 時～24 時 平日 18 時～24 時及び 土日祝日は DV 相談のみ
ぎふ性暴力被害者支援センター	性暴力被害にあわれた方やそのご家族、身近な人のための相談、支援窓口です。	ぎふ性暴力被害者 支援センター Tel058-215-8349 (24 時間ホットライン)
ワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口です。	はやくワンストップ # 8 8 9 1 (全国共通ダイヤル)
女性の人権ホットライン	夫・パートナーからの暴力や職場などにおけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性をめぐる様々な人権問題について、電話で相談に応じます。	岐阜地方法務局 人権擁護課内 Tel0570-070-810 平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分
東濃権利擁護センター	判断能力が不十分な高齢者や障害者の方々の権利擁護のために活動しています。 後見制度を利用する時の申し立て、手続きや相談に応じます。	成年後見センター 中津川・恵那事務所 健康福祉会館 3 階 Tel0573-65-6803
警察安全相談 (終日)	警察で取り扱っている業務に関する総合的な相談窓口です。 相談は毎日、24 時間受け付けております。	#9110 (プッシュ回線電話) 058-272-9110
家事事件受付相談 (家庭裁判所)	・夫婦間の調整、離婚、離婚後の財産分与の請求 ・父母の離婚に伴う親権者の指定、変更や子の看護に関する問題 ・改氏、改名の許可、その他戸籍に関する問題等の申し立て手続きに関わるもの	中津川簡易裁判所 かやの木町 4-2 Tel66-1530

■公証人役場

離婚の法律、税金、離婚に伴う給付契約、財産分与、慰謝料、養育費等の**公正証書**を作成します。離婚に伴う給付について当事者間で合意が出来た場合には、**公正証書〔強制執行認諾条項を入れた〕**にしておくことを勧めます。金銭債権については、公正証書は判決と同じ執行力を持つ（不履行の時は相手方の財産や給料等を差押さえることができる）。また公文書としての証明力があります。（養育費については、家庭裁判所に申し出て、相手方に支払勧告をしてもらう等の援助を受けることができる。）

離婚の公正証書には、離婚の合意、親権者、監護権の指定、養育費、面会交流、慰謝料、財産分与、年金分割、住所変更通知義務、清算条項、強制執行認諾など、離婚に関する条件や取り決めを具体的に記載できます。

・申込みに当たって準備する資料：①合意事項を書いたメモ ②当事者本人であることを確認する資料（運転免許証・パスポート、住民基本台帳写真付き・マイナンバーカードなど）

・手続き上必要な書類等：戸籍謄本・印鑑証明書・登録してある印鑑等

※公正証書作成当日、当事者両名が公証役場に出頭し、公正証書に署名捺印（実印）します。

【公正証書作成の費用】

証書の作成					
目的の価格	100万円まで	200万円まで	500万円まで	1,000万円まで	3,000万円まで
手数料	5,000円	7,000円	11,000円	17,000円	23,000円

問い合わせ：多治見公証役場 Tel.0572-23-6782
〒507-0033 多治見市本町 5-15-2

■法テラス（日本司法支援センター）

法的なトラブルの解決に必要な情報やサービス提供が受けられる相談窓口です。無料法律相談や必要に応じて弁護士費用の立替も行っています。

・**民事法律扶助業務**とは、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に無料で法律相談を行い（「法律相談援助」、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う「代理援助」「書類作成援助」）業務する。

・**犯罪被害者支援** 情報の無料提供 0570-079714
(平日9時～21時、土曜日9時～17時)



問い合わせ：

法テラス中津川 Tel.050-3383-0068 (9時～17時) イツクス駅前ビル 1階

法テラス岐阜 Tel.0570-078374 (平日9時～21時、土曜日9時～17時)

相談窓口

■乳幼児

活動・相談内容	担当窓口	電話番号
乳幼児の健康診査 乳幼児の育児相談・支援 (成長、栄養、歯科、予防接種)	健康課	66-1111 内線 626・657
子育て中のサービスや子育てに関する悩みごと	こども家庭センター (こども家庭課)	66-0044
保育所の地域交流 保育に関すること (延長保育・発達支援クラスなど)	幼児教育課	66-1111 内線 4241
児童養護施設	かがやき 麦の穂学園	68-2168

■乳幼児～学童期

活動・相談内容	担当窓口	電話番号
発達相談 ・発達に関すること	幼児教育課 健康課	66-9911 66-1111 内線 626・657
発達支援・療育指導・支援	発達支援センター「つくしんぼ」 「どんぐり」	66-5256 76-0069
教育相談 ・0歳から15歳までの子育てに関することで不安なこと	かやの木教室 (月～金 9:00～15:00)	65-1166
	あけぼの教室 (月・水・金 9:00～15:00)	72-3206
就学時の健康 教育に関する相談	学校教育課	66-1111 (内 4232、4233)
家庭児童相談 子育て短期支援事業 ひとり親家庭相談	こども家庭課 (9:00～17:00)	66-1111 (内線 696・569・647)
青少年なやみごと電話相談	青少年なやみごと電話相談室 (生涯学習スポーツ課) (月・水・金 15:00～18:00)	65-3433
こども SOS メール	E-mail: kodomo- sos@city.nakatsugawa.lg.jp	
家庭教育に関する相談・紹介 スポーツ少年団	生涯学習スポーツ課	66-1111 (内線 4309) 66-1111 (内線 4306)
奨学金に関する相談	教育総務課	66-1111 (内線 4216・4214)

■子育て相談窓口一覧（岐阜県内）

活動・相談内容	担 当 窓 口	電 話 番 号
子育ての悩み	東濃子ども相談センター	0572-23-1111（内線 401）
	子ども家庭支援センター麦の穂	0573-68-6858
にんしん・育児 SOS	乳幼児ホーム かがやき	090-4189-4223 ✉: kagaya-kids@muginoho-gifu.com
児童虐待	児童相談所全国共通ダイヤル	1 8 9
いじめ・非行	こどもの人権 1 1 0 番	0120-007-110
	24 時間子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310（24 時間受付）
	東濃地区少年サポートセンター （多治見警察署内）	0120-783-802
	岐阜県青少年 SOS センター （O K B ふれあい会館内）	0120-247-505（24 時間受付） ✉: s-soudan@govt.pref.gifu.jp
心の健康づくり	こころのダイヤル 1 1 9 番 （岐阜県精神保健福祉センター）	058-233-0119
発達相談	発達障害者支援センターのぞみ （岐阜県障がい者総合相談センター内）	058-233-5106
きこえとことばの相談	きこえとことばの支援センター （岐阜県立岐阜聾学校）	058-271-3733
学校教育全般	教育相談ほほえみダイヤル	0120-745-070

■市民相談 ※広報なかつがわをご覧ください。

種 類	開 催 日	時 間	場 所	問い合わせ先
常設人権相談	毎週月～木曜日 (祝日を除く)	9:00～16:00	岐阜地方法務局 中津川支局 3 階相談室	法務局総務課 Tel66-1554
心の何でも相談 (臨床心理士)	要予約	10:00～15:00 (1 人 1 時間)	健康福社会館	健康課 Tel66-1111 内線 639
アルコール依存 電話相談	第 1 木曜日	9 : 00～11:00	健康福社会館	健康課 Tel66-1111 内線 627
ものの忘れ相談	要予約	13:30～15:00	健康福社会館	高齢介護課 Tel66-1111 内線 695
年金出張相談	要予約 (原則毎月第 1・第 3 木曜日)	9:30～15:30	市役所 1-1 会議室	市民保険課 保険・年金係 Tel66-1111 内線 116
成年後見制度 巡回相談	要予約	毎月 1 回	各地区巡回	高齢介護課 Tel66-1111 内線 695
心配ごと相談	第 2 月曜日 (祝日除く)	13:00～15:30	健康福社会館	社会福祉協議会 Tel66-1111 内線 643
障がい者の 生活相談	月 1 回	13 : 00～15 : 00	各地区巡回	障害者生活支援センター 結 Tel62-3320 FAX62-3321
女性の人権 ホットライン	毎週月～金曜日 (祝日を除く)	8:30～17:15	岐阜地方法務局 人権擁護課	Tel0570-070-810
就職に関する 相談	水・木・土曜日 火・金曜日	8:30～17:15 8:30～18 : 15	中央公民館 2 階	ワーカーサポートセンター Tel0573-65-0988
労働条件相談 ほっとライン	月～金曜日 土・日	17 : 00～22 : 00 9 : 00～21 : 00	岐阜労働局	☎ 0120-811-610
外国人相談	岐阜県在住外国人相談センター (岐阜市 岐阜県国際交流センター内)			Tel058-263-8066
	名古屋国際センター (名古屋市 名古屋国際センター)			Tel052-581-0100
	あいち多文化共生センター (名古屋市 愛知県三の丸庁舎内)			Tel052-961-7902

※都合により急遽変更になる場合があります

■法律相談

種 類	開 催 日	時 間	場 所	問い合わせ先
無料法律相談 ※市内在住在勤者に限る	毎月第4火曜日 1週間前の8:30から 予約受付（先着6名）	13:00～16:00 （1人30分）	市役所 本庁舎会議室	防災安全課生活安全係 Tel66-1111 内線167
無料勤労者法律相談	毎月第4金曜日 事前予約（先着4名）	10:00～12:00 （1人30分以内）	中央公民館 2階	ワーカーサポートセンター Tel65-0988
無料法律相談	毎月1回 電話で予約		JAひがしみの 本店	JAひがしみの Tel78-0124
無料法律相談	毎月1回（曜日不定） 電話で予約		JA下野支店	JA下野支店 Tel72-2061
福祉の法律相談	毎月第4火曜日 電話で予約	13:00～15:45	付知町福祉 センター	社会福祉協議会 Tel66-1111 内線634 （申し込み） 法テラス中津川 Tel050-3383-0068
無料法律相談 父子・母子・寡婦 の方（県内） 電話・メール チャット相談	平日（水曜日除く） 10:00～20:00 水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00 電話で予約	1回1時間程度 養育費、親権等	相談者にできる だけ近い弁護士を 紹介	岐阜県ひとり親家庭等 就業・自立支援センター Tel058-268-2569
無料法律相談 Web相談	毎月第1・第3 水曜日 Web予約	18:00～20:00		岐阜県司法書士会 Tel058-248-1715
有料法律相談 30分／5,500円	毎週木曜日 平日9:00～17:00 電話で予約受付	13:00～16:00	中央公民館	中津川法律相談センター （岐阜県弁護士会） Tel058-265-0020
訪問販売・通信販 売・マルチ商法等 多重債務相談	平日8:30～17:00 土9:00～17:00 （土曜日 電話のみ）	電話相談 面接相談 メール相談 FAX相談	県民生活相談 センター	岐阜県県民生活相談センター Tel058-277-1003 Fax 058-277-1005
	平日9:00～17:00	電話相談 面接相談	防災安全課 生活安全係	防災安全課生活安全係 Tel66-1111 内線167
不動産無料相談 （※（公社）岐阜県 宅地建物取引業協 会主催）	年3回開催 （9～3月の間）	13:00～15:00 （1人30分）	本町分庁舎 1階	地域づくり協働課 Tel66-1111 内線4504